

# 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 保存活用計画



令和 5 年 (2023) 3 月  
佐賀県

# 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 保存活用計画

令和5年(2023)3月  
佐賀県



九年庵庭園 建物全景（左方が北）



九年庵庭園主屋（西南側より）



主屋座敷の縁側と平庭



秋の一般公開の様子（令和3年11月）

# 序

名勝九年庵（旧伊丹別邸）庭園は佐賀県神埼市に所在する近代庭園です。仁比山神社の神宮寺であった近世寺院仁比山護国寺跡に、近代佐賀の大実業家、伊丹彌太郎氏により明治33年から約9年間の歳月をかけて築庭されました。

伊丹氏は近代佐賀において、深川家や古賀家とともに地方財閥御三家と呼ばれた実業家で、金融業をはじめ、鉄道事業や水産業を手掛け、電気株式会社の設立、港湾整備などインフラ整備にも尽力しました。九年庵庭園の南方眼下に広がる佐賀平野、筑後平野にこの鉄道と港を眺めることができたことも、伊丹氏がこの土地を求めた理由と伝わっています。大正6年5月には、佐賀へ帰郷した大隈重信を九年庵に招き歓迎会を催すなど、九年庵庭園は伊丹氏にとって客人をもてなす迎賓施設でもありました。

九年庵庭園は昭和35年より、福岡県久留米市在住で、後の「月星ゴム」の創始者、倉田泰蔵氏の所有・管理するところとなり、庭園の造作と家屋の一部を新築するなどの改修が行われています。その後、昭和58年に倉田家から佐賀県の所有となり、近世寺院の歴史の跡を継承し、明治時代の特色を持つ庭園と建築が共に保存されていると共に、周囲の自然環境・自然景観と一体となって維持されている点が評価され、平成7年2月に国の名勝に指定されました。

庭園は丘陵部の斜面地を石垣によって上下二段に造成された敷地に、主屋、門、茶室、苔庭、南北に連なる二段の池庭、景石、滝石組を設ける平庭が巧みに配置されました。また、上段庭園に配された主屋は数寄屋造の意匠からなり、上質の素材を用いつつ、周囲の自然に馴染む造作・意匠が配慮されるなど、明治期の数寄屋建築として貴重なものです。さらに、庭園西側の山林部はシイ類からなる天然林の姿を残しつつも、林間を回遊するための園路が巡らされており、平庭と一体となって庭園空間を構成しています。

庭園は現在、モミジの名所として広く親しまれ、毎年春と秋の一般公開では県内外から多くの来園者が訪れています。しかし、公開期間が限定的であることから、より多くの方々に向けての活用が求められています。また、伊丹氏の築庭から約120年を経ているほか、近年の異常気象の影響からも、庭園・建物・山林に傷みがみられ、早急かつ適切な保存修理が必要となっています。

本書は九年庵庭園の本質的価値を守りながら保存修理を進めていくと共に、地域の歴史遺産としてより積極的に活用していくため、その基本となる方針、基準、運営等の仕組みを定めるものです。本計画が九年庵庭園の保存活用を推進していくうえでの指針となることを願ってやみません。

最後になりましたが、本計画策定までご指導をいただきました名勝九年庵庭園保存活用計画策定委員会の委員各位並びに文化庁、そして名勝九年庵庭園の保存・活用にご協力を賜りました神埼市をはじめ関係の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年(2023)3月

佐賀県地域交流部文化・観光局長

## 例　言

- 1 本書は、佐賀県神埼市に所在する名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園の保存活用計画（以下、「本計画」という。）である。
- 2 本計画の策定事業は、令和3年（2021）度より、佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局文化課文化財保護室、令和4年（2022）度より佐賀県地域交流部文化・観光局文化課が主体となり実施した。
- 3 本計画の策定にあたり、名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会から指導・助言を得た（詳細は本計画「第1章 沿革と目的 4. 検討体制と経過」参照）。また、文化庁文化財第二課の指導と助言を受けた。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月4日、文化庁）及び「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年（2015）3月、文化庁文化財部記念物課）を参考に内容を検討した。
- 5 図の出典及び所蔵は、その図を掲載している頁に記載する。記載のないものは本事業で作成したものである。
- 6 本計画内の資料の提供は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下、「奈良文化財研究所」という。）の御協力を得た。
- 7 本計画の策定に係る業務は、佐賀県地域交流部文化・観光局が担当し、名勝九年庵庭園保存活用計画策定支援業務を株式会社都市環境研究所九州事務所に委託した。
- 8 本書は令和4年度（2022）に策定した本計画について、令和5年度（2023）に印刷刊行するものである。

# 目次

<b>第1章 沿革と目的</b> ·	<b>1</b>
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画の対象範囲	2
4. 検討体制と経過	4
5. 関連計画と関連法令	5
6. 計画の実施	10
<b>第2章 名勝九年庵の概要</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>11</b>
1. 名勝九年庵を取り巻く環境	11
2. 名勝九年庵の概要	27
<b>第3章 名勝九年庵の文化財としての価値</b> · · · · · · · · · · · ·	<b>30</b>
1. 名勝九年庵の価値の明示	30
2. 構成要素の分類の考え方	35
3. 地区区分	36
4. 構成要素の抽出	37
<b>第4章 保存活用の現状と課題</b> · · · · · · · · · · · · · ·	<b>48</b>
1. 保存管理の現状と課題	48
2. 活用の現状と課題	48
3. 防災の現状と課題	48
4. 整備の現状と課題	49
5. 運営体制の現状と課題	49
<b>第5章 保存活用の基本方針</b> · · · · · · · · · · · · · ·	<b>57</b>
<b>第6章 保存管理</b> · · · · · · · · · · · · · ·	<b>58</b>
1. 方向性	58
2. 保存管理の方法	59
3. 現状変更の取り扱い	99
4. 文化財の保存管理に関する法令及び手続き	99

<b>第7章 活用</b>	102
1. 方向性	102
2. 活用の方法	103
<b>第8章 防災</b>	105
1. 方向性	105
2. 防災の方法	105
<b>第9章 整備</b>	106
1. 方向性	106
2. 整備の方法	107
<b>第10章 運営体制</b>	111
1. 方向性	111
2. 運営体制整備の方法	111
<b>第11章 実施計画</b>	112
1. 基本的な考え方	112
2. 実施すべき施策	112
<b>第12章 経過観察</b>	113
1. 方向性	113
2. 経過観察の方法	113
<b>資料編</b>	116
1. 史資料	116
2. 調査結果	152
3. その他	191